

人若しくは包括受遺者が当該造成を行う場合には当該死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者とする。第七項において同じ。）又は法人（開発許可に基づく地位の承継があつた場合には当該開発許可に基づく地位の承継に係る被承継人である法人又は当該開発許可に基づく地位の承継をした法人とし、当該造成を行う法人の合併による消滅により当該造成に関する事業を引き継いだ当該合併に係る合併法人が当該造成を行う場合には当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とする。第七項において同じ。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの（第一号又は第二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

イハ 省路

八・九 省路
十 その宅地の造成につき開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地（次に掲げる要件を満たすものに限る。）の造成を行う個人（当該造成を行う個人の死亡により当該造成に関する事業を承継した当該個人の相続人又は包括受遺者が当該造成を行う場合には、当該死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者。第七項において同じ。）又は法人（当該造成を行う法人の合併による消滅により当該造成に関する事業を引き継いだ当該合併に係る合併法人が当該造成を行う場合には、当該合併により消滅した法人又は当該合併法人。第七項において同じ。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの（第七号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

イハ 省路

十一 一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅（それぞれ次に掲げる要件を満たすものに限る。）の建設を行う個人（当該建設を行う個人の死亡により当該建設に関する事業を承継した当該個人の相続人又は包括受遺者が当該建設を行う場合には、当該死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者。次号及び第七項において同じ。）又は法人（当該建設を行う法人の合併による消滅により当該建設に関する事業を引き継いだ当該合併に係る合併法人が当該建設を行う場合には、当該合併により消滅した法人又は当該合併法人。次号及び第七項において同じ。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの（第七号又は前二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

イニ 省路

十二 省路

57 省路

8 第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が予定期間の末日において第四項第七号から第十二号までに掲げる土地等の譲渡に該当しない場合には、当該法人（当該法人が合併により消滅した場合には、当該合併に係る合併法人）に対して課する同日を含む事業年度の所得に対する法人税の額又は清算所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで（これらの規定を同法第二百二条第二号において適用するものとする場合を含む。）、第九十九条、第一百五十五条及び第四百三十三条第一項から第三項まで並びに第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、第四十二条の八第六項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十二第六項、第六十二条第一項、第一項、次条第一項、第六十七條の二第一項及び第六十八條の三第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地等の譲渡に係る譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額として政令で定める金額を加算した金額とする。

9 法人が土地等の譲渡（第三項及び第四項の規定に該当する土地等の譲渡を除く。）をした場合における第一項の規定の適用については、当該土地等の譲渡につき法人税法第五十条若しくは第五十一条の規定又は第六十四条から第六十五条の五まで、第六十五条の七から第六十五条の十四まで若しくは第六十六条の規定により損金の額に算入された金額（第六十五条の六の規定により損金の額に算入されなかつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において「損金算入額」という。）があるときは、当該損金算入額に相当する金額を当該事業年度の譲渡利益金額から控除するものとし、当該土地等の譲渡につき第六十四条の二第三項若しくは第四項（これらの規定を第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第六十五条の八第三項若しくは第四項（これらの規定を第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第六十五条の十二第四項若しくは第五項（第六十五条の十四第五項において準用する場合を含む。）又は第六十五条の十四第四項の規定により損金の額に算入された金額があるときは、当該金額に相当する金額を当該事業年度の譲渡利益金額に加算するものとする。

10 13 省路

（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第六十三条 法人が短期所有に係る土地の譲渡等をした場合には、当該法人（前条第二項第一号二に掲げる行為をした場合には、同号二の被合併法人を含む。）に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額又は清算所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで（これらの規定を同法第二百二条第二号において適用するものとする場合を含む。）、第九十九条、第一百五十五条及び第四百三十三条第一項から第三項まで並びに第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、第四十二条の八第六項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十二第六項、第六十二条第一項、前条第一項及び第八項、第六十七條の二第一項及び第六十八條の三第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

27 省路

の取得価額から当該造成事業施行者に当該交換により、又は当該宅地を譲り受けることを約して当該造成事業施行者に譲渡をした土地等（次項において「交換譲渡資産等」という。）の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内で当該交換取得資産等の帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することによって代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一〇三 省略

- 2 5 省略
- 6 前三項に定めるもののほか、第一項の造成を行う個人又は法人につき相続又は合併があつた場合の同項の規定の適用に関する事項その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）

第六十五条の十二 省略

2 4 省略

- 5 第一項の規定の適用を受けた法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一〇三 省略

- 四 取得認定期間内に合併により消滅した場合において、特別勘定残額で合併法人に引き継がれなかつたものがあるとき。 当該金額

6 7 省略

- 8 第一項の特別勘定を設けている法人が合併により消滅した場合には、その合併の日における当該法人の当該特別勘定の金額で合併法人に引き継がれたものは、第三項から前項までの規定の適用については、当該合併法人に係る第一項の特別勘定の金額とみなす。

（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）

第六十五条の十四 省略

2 7 省略

- 8 第一項の特別勘定を設けている法人が合併により消滅した場合には、その合併の日における当該法人の当該特別勘定の金額で合併法人に引き継がれたものは、第三項から前項までの規定の適用については、当該合併法人に係る第一項の特別勘定の金額とみなす。

（共同で現物出資をした場合の課税の特例）

第六十六条 青色申告書を提出する法人で産業活力再生特別措置法第三条第二項に規定する事業再構築計画（同法

第二条第二項第一号に規定する事業構造変更及び同項第二号に規定する事業革新について計画が定められているものに限り。）に係る同法第三条第一項の認定（同法第四条第一項の認定を含む。以下この項において「共同計画に係る認定」という。）を受けたもの（同法第十七条第四項の承認を受けたものに限るものとし、新事業創出促進法第九条第一項の規定により適用される産業活力再生特別措置法第三条及び第四条の規定により、共同計画に係る認定を受けた同項に規定する特定会社に該当するものを含む。以下この項において「特定事業法人」という。）が、同法の施行の日から平成十三年三月三十一日までの間に、当該共同計画に係る認定に係る他の特定事業法人と共同して当該事業再構築計画に従つて新たに法人（その発行済株式の総数又は出資金額の全部が当該事業再構築計画に係る当該特定事業法人及び当該他の特定事業法人により保有される会社に限る。以下この項において「共同新設会社」という。）を設立するためその有する金銭以外の資産の出資（当該資産の出資その他当該設立のための出資により当該特定事業法人が当該共同新設会社の発行済株式の総数又は出資金額の百分の二十五以上の株式の数又は出資の金額を保有するものであることその他政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において「特定共同出資」という。）をした場合において、当該特定共同出資により取得した株式（出資を含むものとし、第五十五条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）につき、その取得をした事業年度において、当該特定共同出資により生じた差益金の額として政令で定めるところにより計算した金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

- 2 前項の規定は、確定申告書等に同項に規定する減額した金額に相当する金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等に財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

- 3 税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

- 4 第一項の規定の適用を受けた同項に規定する株式については、法人税法第五十一条第一項の規定は、適用しない。

- 5 第一項の規定の適用を受けた同項に規定する株式について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該株式の取得価額に算入しな

い。

(国外関連者との取引に係る課税の特例)

第六十六条の四 法人が、昭和六十一年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該法人に係る国外関連者（外国法人で、当該法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式の総数又は出資金額の百分の五十以上の株式の数又は出資の金額を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係（以下この条において「特殊の関係」という。）のあるものをいう。以下この条において同じ。）との間で資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引を行った場合に、当該取引（当該国外関連者が法人税法第四百一条第一号から第三号までに掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ、当該国外関連者のこれらの号に掲げる国内源泉所得に係る取引のうち政令で定めるものを除く。以下この条において「国外関連取引」という。）につき、当該法人が当該国外関連者から支払を受ける対価の額が独立企業間価格に満たないとき、又は当該法人が当該国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格を超えるときは、当該法人の当該事業年度の所得及び解散（合併による解散を除く。以下この条において同じ。）による清算所得（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得及び同法第百三条第一項第二号の規定により解散による清算所得とみなされる金額を含む。第七項において同じ。）に係る同法その他の法人税に関する法令の規定の適用については、当該国外関連取引は独立企業間価格で行われたものとみなす。

2 省略

(国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例)

第六十六条の五 省略

2・3 省略

4 第一項の規定により損金の額に算入されなかつた金額で内国法人の清算中に生じたものは、当該内国法人の解散（合併による解散を除く。）による清算所得の金額の計算上、残余財産の価額に算入する。

5 省略

第六十六条の八 第六十六条の六第一項の規定の適用を受けた内国法人に係る特定外国子会社等につき第一号から第三号までに掲げる事実が生じた場合又は当該内国法人に係る同項に規定する外国関係会社（当該特定外国子会社等から利益の配当又は剰余金の分配の額（第二号及び第三号に掲げる金額を含む。）の支払（第二号及び第三号に掲げる事実を含む。）を受けた外国関係会社のうち政令で定めるものに限る。）につき第四号に掲げる事実が生じた場合で、当該内国法人のその事実が生じた日を含む事業年度開始の日前五年以上以内に開始した各事業年度（当該内国法人が合併法人である場合には、その合併に係る被合併法人の当該合併の日以前に終了した各事業年度を含む。以下この項において「前五年以上の各事業年度」という。）において当該特定外国子会社等の課税対象留保金額で同条第一項の規定により前五年以上の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された金額（この項の規定により前五年以上の各事業年度において損金の額に算入された金額を除く。以下次条までにおいて「課税済留保金額」という。）があるときは、当該課税済留保金額に相当する金額は、当該特定外国子会社等又は当該外国関係会社につき生じた事実が次の各号に掲げる事実のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる金額のうち当該内国法人に係る課税対象留保金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額を限度として、当該内国法人のその事実が生じた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 利益の配当又は剰余金の分配の額の支払 その支払う利益の配当又は剰余金の分配の額

二 法人税法第二十四条第一項各号に掲げる金銭その他の資産の交付 その交付をする金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち同法第二十六条に規定する資本等の金額を超える部分の金額

三 法人税法第二十四条第二項各号に掲げる事実 当該各号に掲げる金額

四 当該内国法人に対する利益の配当若しくは剰余金の分配の額の支払又は法人税法第二十四条第一項各号に掲げる金銭その他の資産の交付若しくは同条第二項各号に掲げる事実 その支払う利益の配当若しくは剰余金の分配の額又は同条の規定により利益の配当若しくは剰余金の分配の額とみなされる金額

2 省略

(転廃業助成金等に係る課税の特例)

第六十七条の四 省略

2 省略

5 第三項の規定の適用を受けた法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 省略

五 指定期間内の合併により消滅した場合において、特別勘定残額で合併法人に引き継がれなかったものがあるとき。 当該金額

6 省略

10 第三項の特別勘定を設けている法人が合併により消滅した場合には、その合併の日における当該法人の特別勘定の金額で合併法人に引き継がれたものは、第四項から前項までの規定の適用については、これを当該合併法人に係る第三項の特別勘定とみなす。

（上場会社等の利益をもつてする株式の消却の場合のみなし配当の課税の特例）

第六十七条の八 証券取引法第二十四条に規定する証券取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定める株式を発行した株式会社（以下この条において「上場会社等」という。）が、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第百三十一号）の施行の日から平成十四年三月三十一日までの間に、利益をもつてする株式の消却を行った場合には、その消却した株式に対応する資本の金額（当該金額がその消却に充てた利益の金額を超える場合には、当該利益の金額）のうち当該上場会社等の株主である内国法人がその消却の時に所有する株式で消却されなかったものに対応する部分の金額については、法人税法第二十四条第二項の規定は、当該内国法人が同項の規定の適用を選択した場合を除き、適用しない。

2 利益をもつてする株式の消却を行つた上場会社等の株式を有する外国法人に係る法人税法第百四十二条の規定の適用については、同条中「の規定」とあるのは、「及び租税特別措置法第六十七条の八第一項（上場会社等の利益をもつてする株式の消却の場合のみなし配当の課税の特例）の規定」とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における株式の取得価額の計算の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（株式交換又は株式移転に係る課税の特例）

第六十七条の九 特定子会社（商法第三百五十二条第一項の株式交換又は同法第三百六十四条第一項の株式移転（以下この項及び次項において「株式交換等」という。）により同法第三百五十二条第一項の完全子会社となる法人をいう。以下この条及び次条において同じ。）の株主である法人が、その有する特定子会社の株式（以下この項及び次項において「特定子会社株式」という。）につき株式交換等による移転があつた場合において、当該株式交換等により特定親会社（株式交換等により同法第三百五十二条第一項の完全親会社となる法人をいう。以下この条及び次条において同じ。）から新株の割当て（当該株式交換等による金銭又は金銭及び当該新株以外の資産（以下この項において「交付金銭等」という。）の交付を含むものとし、次に掲げる要件を満たすものに限る。）を受けたときは、当該株式交換等に係る交換時（同法第三百五十二条第二項又は第三百六十四条第二項の規定により特定子会社の株主が特定親会社の株主となる時をいう。以下この条及び次条において同じ。）の直前における当該法人の当該特定子会社株式の帳簿価額（その割当てに交付金銭等が含まれている場合には、当該特定子会社株式の譲渡による利益の額又は損失の額を加算し、又は減算した金額。以下この項において「直前の旧株の簿価」という。）を、その交換時における当該特定子会社株式の価額であるとみなして、当該法人の各事業年度の所得の金額を計算するものとする。

一 当該新株の割当てに係る株式交換等による当該特定親会社の当該特定子会社株式の受入価額が当該法人の直前の旧株の簿価に相当する金額として政令で定める金額以下となつていること。

二 イ及びロに掲げる金額の合計額のうちイに掲げる金額の占める割合が百分の九十五以上であること。

イ 当該特定子会社の株主が当該株式交換等により当該特定親会社から割当てを受けた新株のその交換時における価額（次項において「新株の価額」という。）の総額

ロ 当該特定子会社の株主が当該株式交換等により当該特定親会社から交付を受けた金銭の額（次項において「交付金銭」という。）の総額及び当該特定親会社から交付を受けた資産（当該特定親会社から交付を受けた金銭及び割当てを受けた新株を除く。）のその交換時における価額（次項において「交付資産額」という。）の総額の合計額

2 前項に規定する特定子会社株式の譲渡による利益の額とは第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいい、同項に規定する特定子会社株式の譲渡による損失の額とは第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。

一 当該特定子会社の株主であつた当該法人の当該株式交換等に係る交付金銭及び交付資産額の合計額

二 当該特定子会社の株主であつた当該法人が有していた特定子会社株式の当該株式交換等に係る交換時における帳簿価額に、前号に掲げる金額が当該株式交換等に係る新株の価額及び当該金額の合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額

3 第一項の規定の適用がある場合における特定子会社の株主であつた法人が同項の移転により取得した新株の取得価額の計算その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の九の二 特定親会社が商法第三百五十二条第一項の株式交換（保険業法第九十二条の五第一項の株式交換を含む。）により特定子会社の株主に新株を発行することに代えて自己の株式を移転したときは、当該株式交換に係る交換時の直前における当該自己の株式の帳簿価額を、その交換時における当該自己の株式の価額であるとみなして、当該特定親会社の各事業年度の所得の金額を計算するものとする。

第六十七条の九の三 商法第三百六十四条第一項の株式移転（保険業法第九十二条の八第一項の株式移転を含む。）が行われた場合において、特定子会社（当該株式移転により商法第三百五十二条第一項の完全子会社となつた法人をいう。以下この条において同じ。）が特定親会社（当該株式移転により同法第三百五十二条第一項の完全親会社となつた法人をいう。以下この条において同じ。）に対して子会社株式等の譲渡（次に掲げる要件を満たすものに限る。）をしたときは、その譲渡による利益の額に相当する金額（第三項において「子会社株式等の譲渡利益相当額」という。）は、当該特定子会社のその譲渡をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金

の額に算入する。

- 一 当該子会社株式等のその譲渡の時ににおける価額が当該特定子会社の当該子会社株式等の譲渡直前の帳簿価額を超えていること。
- 二 当該特定親会社がその譲渡を受けた子会社株式等の取得価額を当該特定子会社の当該子会社株式等の譲渡直前の帳簿価額に相当する金額（当該子会社株式等の取得のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）としていること。
- 三 当該株式移転による当該特定親会社の設立の日を含む事業年度からその設立の日以後一年を経過した日を含む事業年度までのいずれかの事業年度において、当該特定親会社に対して当該子会社株式等の全部の譲渡を行っていること。
- 2 前項に規定する子会社株式等とは、特定子会社が他の法人の発行済株式又は出資の金額の全部を同項第三号に規定する設立の日の一年前の日から同項に規定する譲渡をした日まで引き続き有していた場合における当該他の法人の株式又は出資をいう。
- 3 第一項の規定は、確定申告書等に子会社株式等の譲渡利益相当額の損金算入に関する申告の記載がない場合には、適用しない。
- 4 税務署長は、前項の記載がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。
- 5 第一項の規定の適用を受けた特定子会社の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第二条第十八号の規定の適用については同号イに規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。
- 6 第一項の規定の適用がある場合における同項の特定親会社が同項の譲渡により取得した同項の子会社株式等の取得価額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（銀行持株会社の創設等に係る課税の特例）

- 第六十七条の十 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律第二条第一項に規定する金融機関（以下この項において「金融機関」という。）と同法第二条第二項に規定する銀行持株会社（当該金融機関が同法第十二条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により設立したものに限る。）の同法第三条第一項に規定する子会社である他の金融機関とが当該他の金融機関が合併法人となる合併を行つた場合において、当該他の金融機関が、同法第七条第一項の規定により当該金融機関の株主による当該銀行持株会社に対する現物出資の給付があつたものとみなされる当該銀行持株会社に対する同項に規定する合併新株券の交付（当該交付がされた当該合併新株券に係る株式（以下この項において「合併新株式」という。）の受入価額が政令で定める金額以下となつているものに限る。）をしたときは、その合併の時に当該金融機関の株主であつた法人のその交付があつた時における当該合併新株式の帳簿価額を、その交付に係る現物出資の給付があつた時の当該合併新株式の価額であるとみなして、当該法人の各事業年度の所得の金額を計算するものとする。
- 2 前項の規定の適用がある場合における同項の株主であつた法人が同項の現物出資により取得した同項の銀行持株会社の株式の取得価額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の十一 前条第一項の合併が行われた場合において、当該合併に係る被合併法人の当該合併の日を含む事業年度以前の各事業年度（当該合併に係る合併法人の当該合併の日を含む事業年度開始の日前五年以内に開始した事業年度に限る。）において生じた法人税法第二条第二十号に規定する欠損金額で政令で定めるものがあるときは、当該欠損金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該合併法人の当該合併の日を含む事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

- 2 前項の規定は、同項の合併法人が、同項の合併の日を含む事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項に規定する欠損金額についての明細書を添付するとともに、当該合併の日を含む事業年度において青色申告書である確定申告書を提出している場合（当該合併法人の同項の規定の適用を受ける事業年度が当該合併の日を含む事業年度後の事業年度である場合には、更に当該事業年度まで連続して確定申告書を提出している場合）に限り、適用する。
- 3 第一項の合併法人が法人税法第七十二条第一項の規定の適用を受ける場合における前項の規定の適用については、同項中「同じ。」とあるのは「同じ。」（当該事業年度につき中間申告書（同条第三十号に規定する中間申告書で同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したもの）をいう。以下この項において同じ。）を提出する場合にあつては、当該中間申告書」と、青色申告書である確定申告書」とあるのは「青色申告書である確定申告書（当該事業年度につき中間申告書を提出する場合にあつては、青色申告書である中間申告書）」と、「当該事業年度まで連続して」とあるのは「当該事業年度の直前の事業年度まで連続して」とする。

第六十七条の十二 第六十七条の十第一項の合併が行われた場合において、当該合併に係る合併法人が同項の銀行持株会社に対して子会社株式等の譲渡（次に掲げる要件を満たすものに限る。）をしたときは、その譲渡による利益の額に相当する金額（第三項において「子会社株式等の譲渡利益相当額」という。）は、当該合併法人のその譲渡をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

- 一 当該子会社株式等のその譲渡の時ににおける価額が当該合併法人の当該子会社株式等の譲渡直前の帳簿価額を超えていること。

二 当該銀行持株会社がその譲渡を受けた子会社株式等の取得価額を当該合併法人の当該子会社株式等の譲渡直前の帳簿価額に相当する金額（当該子会社株式等の取得のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）としていること。

三 当該合併の日を含む事業年度から当該合併の日以後一年を経過した日を含む事業年度までのいずれかの事業年度において、当該銀行持株会社に対して当該子会社株式等の全部の譲渡を行つていること。

2 前項に規定する子会社株式等とは、次に掲げる要件を満たす法人の株式又は出資をいう。

一 前項に規定する合併法人がその発行済株式又は出資の金額（次号において「発行済株式等」という。）の全部を同項第三号に規定する合併の日から同項に規定する譲渡をした日まで引き続き有していたこと。

二 前項に規定する合併に係る被合併法人が発行済株式等の全部を当該合併の日の一年前の日から当該合併の日まで引き続き有していたこと。

3・4 省略

5 第一項の規定の適用を受けた同項の合併法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第二十条第十八号の規定の適用については同号イ(1)に規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

6 省略

（特定目的会社に係る課税の特例）

第六十七条の十四 省略

2・4 省略

5 法人が特定目的会社を設立するためにする金銭以外の資産の出資については、法人税法第五十一条第一項の規定は、適用しない。

6・9 省略